

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
阿倍野高等学校	<p>通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1596 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 605 579">職員</th> <th data-bbox="605 510 917 579">支給対象期間</th> <th data-bbox="917 510 1130 579">既支給額</th> <th data-bbox="1130 510 1344 579">正規支給額</th> <th data-bbox="1344 510 1596 579">戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 579 605 678">A</td> <td data-bbox="605 579 917 678">令和6年4月から 同年9月まで</td> <td data-bbox="917 579 1130 678">158,000円</td> <td data-bbox="1130 579 1344 678">146,170円</td> <td data-bbox="1344 579 1596 678">11,830円</td> </tr> </tbody> </table>					職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和6年4月から 同年9月まで	158,000円	146,170円	11,830円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】 第20条（中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額												
A	令和6年4月から 同年9月まで	158,000円	146,170円	11,830円												
措置の内容																
<p>通勤実績のない1か月分の手当について、当該職員に戻入を求めるため納付書を送付したが、当該職員は令和6年11月に懲戒免職処分となり、連絡が取れない状況にあるため、所在確認も含め納付に向けた取組を行っていく。</p> <p>検出事項の原因は、承認者及び担当者間において当該職員の勤務状況について情報共有ができていなかったことと、担当者において職員の通勤手当に関する制度の認識が不足していたことにある。</p> <p>再発防止に向け、担当者において職員の通勤手当に関する制度の再確認を行った。</p> <p>今後は、承認者及び担当者においてSSC等で出勤状況を定期的に確認するとともに、休暇や休業・休職等の取得情報の共有を徹底し、適正な事務処理を行う。</p>																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年5月19日）